

令和 3 年 2 月 1 2 日

○条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例及び小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例及び小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

**小田原市条例第 1 号**

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例及び小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(小田原市国民健康保険条例の一部改正)

**第2条** 小田原市国民健康保険条例（昭和34年小田原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」を加える。

## 附 則

この条例は、令和3年2月13日から施行する。